

ホットライン運用ガイドライン新旧対照表

平成26年10月
 ホットライン運用ガイドライン検討協議会
 (下線部は改訂箇所)

改訂案	現行
<p>目次 第1～第6 (略) <関係条文></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 刑法 ● 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 ● インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 ● 売春防止法 ● 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 ● 覚せい剤取締法 ● 麻薬及び向精神薬取締法 ● 大麻取締法 ● 薬事法 ● 犯罪による収益の移転防止に関する法律 ● 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 ● 銃砲刀剣類所持等取締法 ● 爆発物取締罰則 ● 武器等製造法 ● 臓器の移植に関する法律 ● 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例 ● 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 ● ストーカー行為等の規制等に関する法律 ● 戸籍法 ● 住民基本台帳法 ● 地方公務員法 ● 国家公務員法 ● 不正競争防止法 <p>第3 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼</p> <p>1 総論 (略)</p> <p>2 対象とする違法情報の範囲 (略)</p> <p>【わいせつ関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① わいせつ電磁的記録記録媒体陳列 (刑法第175条第1項) ② 児童ポルノ公然陳列 (児童ポルノ法第7条第6項) ③ 売春目的等の誘引 (売春防止法第5条第3号及び第6条第2項第3号) 	<p>目次 第1～第6 (略) <関係条文></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 刑法 ● 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 ● インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 ● 売春防止法 ● 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 ● 覚せい剤取締法 ● 麻薬及び向精神薬取締法 ● 大麻取締法 <ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪による収益の移転防止に関する法律 ● 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 ● 銃砲刀剣類所持等取締法 ● 爆発物取締罰則 ● 武器等製造法 ● 臓器の移植に関する法律 ● 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例 ● 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 ● ストーカー行為等の規制等に関する法律 ● 戸籍法 ● 住民基本台帳法 ● 地方公務員法 ● 国家公務員法 ● 不正競争防止法 <p>第3 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼</p> <p>1 総論 (略)</p> <p>2 対象とする違法情報の範囲 (略)</p> <p>【わいせつ関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① わいせつ電磁的記録記録媒体陳列 (刑法第175条第1項) ② 児童ポルノ公然陳列 (児童ポルノ法第7条第6項) ③ 売春目的等の誘引 (売春防止法第5条第3号及び第6条第2項第3号)

④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為（同法第6条）

【薬物関連情報】

⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法第9条）

⑥ 規制薬物の広告（覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号）

⑦ 指定薬物の広告（薬事法第76条の5）

⑧ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告（薬事法第68条）

【振り込め詐欺等関連情報】

⑨ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引（犯罪収益移転防止法第27条第4項）

⑩ 携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引（携帯電話不正利用防止法第23条）

【不正アクセス関連情報】

⑪ 識別符号の入力を不正に要求する行為（不正アクセス禁止法第7条第1号）

⑫ 不正アクセス行為を助長する行為（不正アクセス禁止法第5条）を対象とする。

3 違法情報該当性の判断基準

(1) 判断の対象（略）

(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

①～⑥（略）

⑦ 指定薬物の広告

次のア及びイを満たす場合には、指定薬物の広告に該当する情報と判断することができる。

ア 指定薬物に該当する場合

(ア) 指定薬物名が記載されている場合、又は

(イ) 指定薬物の検出例のある製品名（「RUSHmiracle」、「Ash360」、「ROUTE133」等）が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物のパッケージ等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から指定薬物を含有することが明らかであると判断できる場合

イ 広告に該当する場合

(ア) 指定薬物の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるための商品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること、かつ

(イ) 医薬関係者等や主として指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行っているものではないことが明らかであること

⑧ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告

次のア及びイを満たす場合には、危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告に該当する情報と判断することができる。

ア 未承認医薬品に該当する場合

(ア) 新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物名が記載されている場合、又は

(イ) 新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物の検出例のある製品名が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物のパッケージ等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から当該指定薬物を含有することが明らかであると判断できる場合

④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為（同法第6条）

【薬物関連情報】

⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法第9条）

⑥ 規制薬物の広告（覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号）

【振り込め詐欺等関連情報】

⑦ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引（犯罪収益移転防止法第27条第4項）

⑧ 携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引（携帯電話不正利用防止法第23条）

【不正アクセス関連情報】

⑨ 識別符号の入力を不正に要求する行為（不正アクセス禁止法第7条第1号）

⑩ 不正アクセス行為を助長する行為（不正アクセス禁止法第5条）を対象とする。

3 違法情報該当性の判断基準

(1) 判断の対象（略）

(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

①～⑥（略）

イ 広告に該当する場合

未承認医薬品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるための商品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること

※「危険ドラッグ」とは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。）又は指定薬物（薬事法第2条第14項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

⑨ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引

(略)

⑩ 携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引

(略)

⑪ 識別符号の入力を不正に要求する行為

(略)

⑫ 不正アクセス行為を助長する行為

(略)

4・5 (略)

第4 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する公序良俗に反する情報に関する対応依頼

1・2 (略)

3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準

公序良俗に反する情報としては、次のようなものが挙げられる。

① (略)

② 第3の2に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報

第3の2に列挙する違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報としては、次のようなものが挙げられる。

ア・イ (略)

ウ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告

次の(ア)及び(イ)を満たす場合であって、かつ、電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（「合法ドラッグ」、「合法ハーブ」、「アロマ・リキッド」等指定薬物の検出例のある製品又は新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物の検出例のある製品の総称、種別等として用いられている名称の記載等）から未承認医薬品である可能性が高いと認められるときは、危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告に該当する疑いが相当程度認められ、公序良俗に反する情報であると判断することができる。

(ア) 指定薬物の検出例のある製品又は新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物の検出例のある製品と類似の名称若しくはパッケージ画像が記載等されていること

(イ) 対象となっている商品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために商品名、サービス、値段、取引方法等について不特定または多数の者に知られるようにしていること

エ 不正アクセス行為を助長する行為

(略)

⑦ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引

(略)

⑧ 携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引

(略)

⑨ 識別符号の入力を不正に要求する行為

(略)

⑩ 不正アクセス行為を助長する行為

(略)

4・5 (略)

第4 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する公序良俗に反する情報に関する対応依頼

1・2 (略)

3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準

公序良俗に反する情報としては、次のようなものが挙げられる。

① (略)

② 第3の2に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報

第3の2に列挙する違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報としては、次のようなものが挙げられる。

ア・イ (略)

ウ 不正アクセス行為を助長する行為

(略)

③ (略)

<p>③ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p><関係条文></p> <p>(刑法)</p> <p>(略)</p> <p>(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律)</p> <p>(略)</p> <p>(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律)</p> <p>(略)</p> <p>(売春防止法)</p> <p>(略)</p> <p>(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律)</p> <p>(略)</p> <p>(覚せい剤取締法)</p> <p>(略)</p> <p>(麻薬及び向精神薬取締法)</p> <p>(略)</p> <p>(大麻取締法)</p> <p>(略)</p> <p>(薬事法)*</p> <p><u>第六十八条</u> 何人も、第十四条第一項又は第二十三条の二第一項に規定する医薬品又は医療機器であつて、まだ第十四条第一項若しくは第十九条の二第一項の規定による承認又は第二十三条の二第一項の規定による認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。</p> <p><u>第七十六条の五</u> 指定薬物については、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行う場合を除き、何人も、その広告を行つてはならない。</p> <p>* 薬事法改正により、平成26年11月25日より法律名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(略称：医薬品医療機器法)となる。</p> <p>(犯罪による収益の移転防止に関する法律)</p> <p>以下、略</p>	<p>4・5 (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p><関係条文></p> <p>(刑法)</p> <p>(略)</p> <p>(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律)</p> <p>(略)</p> <p>(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律)</p> <p>(略)</p> <p>(売春防止法)</p> <p>(略)</p> <p>(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律)</p> <p>(略)</p> <p>(覚せい剤取締法)</p> <p>(略)</p> <p>(麻薬及び向精神薬取締法)</p> <p>(略)</p> <p>(大麻取締法)</p> <p>(略)</p> <p>(犯罪による収益の移転防止に関する法律)</p> <p>以下、略</p>
---	---